

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、
住民監査請求に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

令和4年2月4日

宮崎県監査委員	緒	方	文	彦
宮崎県監査委員	安	樂	健	一
宮崎県監査委員	二	見	康	之
宮崎県監査委員	満	行	潤	一

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

谷口 隆博

2 請求の受理

本件住民監査請求書は、令和3年12月6日に受理した。

3 請求の要旨

(1) 請求①

令和2年度医療的ケア児等の支援者及びコーディネーターの養成研修事業に係る委託料の確定において、受託者から提出された実績報告書に添付された収支決算書の支出内訳に、宮崎県が積算した予算執行伺の内訳にある項目と異なるもの（教育指導費382,480円、研修研究費30,891円）があり、具体的な用途が不明のまま確定されていることから、委託業務以外で使用され損害を生じている恐れがあるため、委託料が委託契約等に基づき適正に使われているか確認し、是正させることを求める。

(2) 請求②

令和元年度医療的ケア児等の支援者及びコーディネーターの養成研修事業に係る委託料（以下「令和元年度委託料」という。）においても請求①と同様であるほか、収支決算書の退職給与（8,900円）及び退職給付引当金支出（3,136円）の項目については単年度の委託事業には必要のない経費であり、明らかに損害を生じているため受託者から返還させる措置を求める。

なお、令和元年度委託料を確定した日（令和2年4月24日）から1年を経過して請求する理由は次のとおり。

令和2年度医療的ケア児等の支援者及びコーディネーターの養成研修で受講者ではないファシリテーターに修了証書を出していることが不適切ではないかと考え、令和3年2月頃以降に宮崎県に対して問い合わせや公文書開示請求を行っている間に1年を経過したものである。

第2 要件審査

1 請求①について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に適合していると認められる。

2 請求②について

(1) 法第242条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わ

つた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

- (2) 請求②は、法第242条第2項に規定する財務会計上の行為が終わった日である令和元年度委託料を確定した日から1年が経過してなされたが、請求人は正当な理由があると述べている。そこで、請求②が請求期間の1年を経過したことに正当な理由があるかどうかについて検討する。
- (3) 正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求ができる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであると解されている（平成14年9月12日最高裁判所判決参照）。
- (4) さらに、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていけば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるといえるべきであると解されている（平成14年9月17日最高裁判所判決参照）。
- (5) これを請求②についてみると、本県においては平成12年4月1日から宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）が施行されており、令和元年度委託料を確定した日である令和2年4月24日の翌日には請求人の開示請求により、監査請求ができる程度に当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたといえる。
- (6) よって、請求②は法第242条第2項に規定する請求期間を徒過した正当な理由がないものと判断する。

3 したがって、請求①（以下「本件請求」という。）に係る部分についてのみ監査を実施することとし、請求②に係る部分については、請求要件を満たしていないものとして、これを却下する。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和2年度医療的ケア児等の支援者及びコーディネーターの養成研修事業（以下「本件委託事業」という。）に係る委託料の確定において、受託者からの実績報告書にある収支決算書（以下「収支決算書」という。）の項目の中に宮崎県の積算項目にないものがあり、違法・不当な公金の支出に当たるかどうかを監査対象事項とした。

2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年1月5日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、請求人の陳述の聴取の際、法第242条第8項の規定に基づき、関係職員のうち、宮崎県福祉保健部の職員が立ち会った。

3 監査対象部局への監査

監査対象部局を宮崎県福祉保健部とし、令和4年1月6日に事務局職員による監査を実施し、令和4年1月13日に監査委員による監査を実施した。

4 監査対象部局の説明

(1) 本件委託事業の概要・実績等について

ア 事業目的

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

イ 事業方針

(ア) 本件委託事業を社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団（以下「受託者」という。）へ委託して実施

(イ) 研修は、医療的ケア児等支援者養成研修（以下「支援者養成研修」という。）及び医療的ケア児等コーディネーター養成研修（以下「コーディネーター養成研修」という。）とし、講義の共通部分は同時開催の方法で実施

ウ 事業費

1,000,000円

エ 財源内訳

国1/2、県1/2

オ 事業内容

(ア) 支援者養成研修（講義）2日間

(イ) コーディネーター養成研修（演習）2日間

※コーディネーター養成研修は(ア)+(イ)の合計4日間の受講

カ 受講対象者

(ア) 支援者養成研修（定員50名）

障害児通所支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園及び学校関係等に従事している者、保健師及び訪問看護師等で医療的ケア児等を支援している者並びに今後支援を予定している者

(イ) コーディネーター養成研修（定員30名）

相談支援専門員、保健師及び訪問看護師等、今後地域で医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの役割を担う予定のある者

キ 事業実績の内容

(ア) 支援者養成研修（講義）※オンラインで開催

実施日：令和3年1月28日（木）、29日（金）

修了者数：46名

(イ) コーディネーター養成研修（演習）

実施日：令和3年2月25日（木）、26日（金）

修了者数：44名

ク 委託料の確定方法

(ア) 履行の確認（検査）

受託者から、令和3年3月31日付け宮社事第54号で本件委託事業に係る事業実績報告書等の提出があり、検査員が契約書及び仕様書等に基づいて、事業実績報告書等の内容を確認し、令和3年3月31日に本件委託事業が適正に行われたことを確認した。

(イ) 検査調書の作成

契約担当者である宮崎県障がい福祉課長決裁により、検査調書を作成した。

(ウ) 委託料の額の確定

宮崎県事務決裁規程に基づき、宮崎県障がい福祉課長決裁により委託料の額を確定した。

額の確定後、令和3年4月26日付け244-1384で、受託者宛てに検査結果及び委託料の額の確定を通知した。

(2) 請求人の主張に対する監査対象部局の見解

ア 収支決算書の項目と宮崎県の積算項目が異なっているという主張について

(ア) 地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別表の第4欄に記載された項目（以下「別表1」という。）が対象経費である。

(イ) 収支決算書と宮崎県積算項目の関係は別表2のとおり。

(ウ) 収支決算書は、社会福祉法人会計基準（以下4において「基準」という。）及び受託者の経理規程等に基づき作成されている。

(エ) 収支決算書の教育指導費（以下「教育指導費」という。）は、基準上、「利用者に対する教育訓練に直接要する支出をいう。」とされており、同業務の実施に要した講師謝金、旅費を計上している。

(オ) 収支決算書の研修研究費（以下「研修研究費」という。）は、基準上、「役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出をいう。」とされており、講師への弁当代など同業務の実施に要した経費を計上している。

イ 収支決算書の項目と国の補助金交付申請における積算項目が異なっているという主張について

(ア) 別表1が対象経費である。

(イ) 収支決算書と国の補助金交付申請における積算項目の関係は別表2のとおり。

ウ 教育指導費及び研修研究費の使途が不明のまま確定・支出していることが違法

不当であるという主張について

事業当初より、宮崎県と受託者において事業対象項目を確認しており、また、必要に応じて、宮崎県の担当者が受託者の事務局長に電話連絡し、教育指導費と研修研究費の内容を確認したため、その用途は不明ではない。

別表1

3. 基準額	4. 対象経費
9. 医療的ケア児等総合支援事業 1 自治体あたり年額5,141千円	医療的ケア児等総合支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金

別表2

①国の交付要綱		②県積算項目		③事業団からの収支決算書	
対象経費		区分	金額	勘定科目	金額
報酬					
給与		職員人件費	160,000	人件費支出 職員給料	349,575
職員手当等				非常勤職員給与	140,136
賃金					
共済費				人件費支出 法定福利費	27,831
報償費		講師報酬	567,000	事業費支出 教育指導費	382,480
		連絡会議（謝金）	25,000		
		フォローアップ研修	45,000	事業費支出 教育指導費	382,480
旅費		講師旅費	95,800	に含む	
		職員旅費	24,000	事業費支出 消耗器具備品費	27,202
		連絡会議（旅費）	12,000	事務費支出 事務消耗品費	14,415
		消耗品費	40,000	事務費支出 研修研究費	10,082
需用費	消耗品費				
	燃料費			事務費支出 通信運搬費	24,170
	食糧費			事務費支出 手数料	3,300
	印刷製本費				
	光熱水費			事務費支出 研修研究費	20,809
	修繕料				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
	広告料				
委託料					
使用料及び賃借料		会場費	31,200		
備品購入費					
扶助費					
負担金					
助成金					
交付金					
		合計	1,000,000	合計	1,000,000

5 関係人の調査

本件委託事業の受託者に対して、令和4年1月11日に、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

調査結果は次のとおりである。

(1) 調査内容

本件委託事業に関する支出書類の確認

(2) 調査結果

総勘定元帳、伝票、請求書、領収書により本件委託事業の実施に支出した経費であることを確認した。

教育指導費及び研修研究費の支出内訳は、以下のとおり。

ア 教育指導費 382,480円

講師への謝金（交通費を含む。）382,480円

イ 研修研究費 30,891円

研修会場の駐車場警備の委託料 20,809円

講師の弁当代 7,200円

お茶代 2,882円

第4 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

本件請求については、これを棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 収支決算書の項目と宮崎県の積算項目及び国の補助金交付申請における積算項目が異なっている点について

国の補助金交付申請における積算項目は、第3-4(2)別表1のとおり対象経費が定められており、収支決算書の項目と宮崎県の積算項目は、第3-4(2)別表2のとおりであるが、収支決算書の内容は、本件委託事業に要した経費であり、対象経費と合致している。

なお、本件委託事業の宮崎県の積算項目は、委託料を算出するための積算根拠であり、委託内容は契約を以て決めるものであって、適正な執行に影響を及ぼすものではない。

(2) 教育指導費及び研修研究費の用途並びに委託料の確定方法について

ア 教育指導費及び研修研究費の用途について

教育指導費及び研修研究費の具体的な用途については、受託者に対して関係人調査を実施し、総勘定元帳、伝票、請求書、領収書の支出書類の確認を行い、本

件委託事業の実施に必要な経費として適正に支出されている。

イ 委託料の確定方法について

(ア) 収支決算書は、社会福祉法人会計基準、受託者の経理規程及び経理規程細則に基づき作成されているため、宮崎県の積算項目と異なる項目で報告されている。

(イ) 教育指導費及び研修研究費については、その項目名からだけでは具体的な使途が不明であったため、宮崎県の担当者が電話での聞き取りにより確認したが、その記録を残していなかった。

2 判断

以上のような監査結果に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

請求人が使途が不明であると指摘した教育指導費及び研修研究費は、本件委託事業の実施に必要な経費として適正に支出されていることから、本件委託事業に係る委託料の支出は、違法・不当な公金の支出には当たらないと判断する。

第5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査対象部局に対し、次のとおり意見を述べる。

本件委託事業に係る委託料の確定に当たり、収支決算書に加えて支出内容が確認できる書類の提出を求めるなど、使途に疑念を生じさせないような方法を検討されたい。

参 考

(宮崎県職員措置請求書)

1 請求の要旨

- 宮崎県障がい福祉課長が、令和3年4月26日付で決裁している令和2年度に係る「医療的ケア児等の支援者及びコーディネーターの養成研修事業に係る事業実績報告書及び収支決算書の検査結果及び委託料の確定について(別紙1・2)」において、
- 受託者から提出された実績報告書(別紙3)に添付された収支決算書(別紙4)の支出内訳に「教育指導費 382,480」と「研修研究費 30,891」という項目があるが、
- 令和2年6月1日付の予算執行伺(別紙5・6)では、研修費の積算は「講師報酬、講師旅費、会場費、消耗品費、職員人件費、職員旅費、連絡会議(謝金、旅費、ほか)、フォローアップ研修(講師報酬)」となっており、
また、令和2年11月25日付の「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金の交付申請(別紙7)」における「医療的ケア児等総合支援事業」の中の「医療的ケア児支援者養成研修の実施(別紙8)」でも委託料の内訳を「報償費、旅費、報酬、賃借料、需用費」としている。
- したがって、上記の2項目(413,371円)については、具体的な用途が不明のまま、委託料が確定されているため、委託業務外で使用され、413,371円以内の損害を生じている恐れがある。
- 関連して、宮崎県障がい福祉課長が、令和2年4月24日付で決裁している令和元年度に係る「医療的ケア児等の支援者及びコーディネーターの養成研修事業に係る事業実績報告書及び収支決算書の検査結果及び委託料の確定について(別紙9・10)」においても、
- 受託者から提出された実績報告書(別紙11)に添付された収支決算書(別紙12)の支出内訳に「教育指導費 516,115」と「研修研究費 33,303」という項目があり、上記と同様に損害を生じている恐れがあるほか、「退職給与 8,900」と「退職給付引当金支出 3,136」という項目については、単年度の委託事業には必要のない経費であり、明らかに損害を生じている。
- そこで、令和2年度及び令和元年度の「医療的ケア児等の支援者及びコーディネーターの養成研修事業」において、委託料が委託契約や仕様書に基づき、適正に使われているか確認の上、適正に是正させていただくとともに、元年度の退職給与等に関しては、受託者から返還させる措置を執らせていただきたい。
- なお、令和元年度分について、委託料の確定から1年を経過している理由は、別添の通りである。

(別添内容)

令和元年度分について、委託料の確定から1年を経過している理由

- ・ 令和2年度の「医療的ケア児等の支援者及びコーディネーターの養成研修」では、受講者ではない「ファシリテーター」に修了証書を出しており、令和3年2月頃に、不適切ではないか？と障がい福祉課担当者に確認したが、
- ・ ファシリテーターは事前に勉強会を開いて、研修内容について検討しており、修了証書を出しても問題ないという回答であったため、
- ・ 第1回目である令和元年度を含めて、契約書等の関係書類を公文書開示請求により入手したところ、業務委託契約書及び仕様書（別紙13）に明記された業務内容には、一般的な研修実施に必要な業務しか記載されておらず、
- ・ 任意の勉強会を以って修了証書を出すのは不適切と考え、再度、財務会計上の書類を公文書開示請求により入手したところ、
- ・ 請求の趣旨に記載した通り、具体的な用途が不明のまま、委託料が確定されていたため、障がい福祉課長に文書（別紙14・15）で確認したところである。
- ・ その後も、不適切ではないかと伝えたが、是正の意思がないとのことであり、措置要求に至ったため、令和元年度については、1年を経過したものである。

(宮崎県職員措置請求書の本文を、原文のまま掲載しました。)

(別紙1～15省略)